

各府省人事主管課長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令等の運用について（通知）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 10 条の規定が平成 26 年 6 月 13 日から施行されるに当たり、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成 26 年政令第 206 号）及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成 26 年内閣官房令・総務省令第 1 号）が本日公布され、本日付け消防地第 44 号・閣人人第 28 号において通知したところですが、その運用に関する留意事項を下記に示します。

貴職におかれましては、下記の事項に御留意の上、その適正な運用に十分配慮されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 兼職に関する事項

所轄庁の長が兼職を認める場合は、必要に応じ、専決により処理されたいこと。

### 第二 職務専念義務の免除に関する事項

- 1 職員が災害発生時に消防団活動を行うために職務専念義務の免除の承認を請求する場合において、当該活動の終了時間を見込むことが困難であると考えられるときは、あらかじめ請求させる期間は当該活動の目安となる時間とし、必要があれば、事後において修正の手続が取られるよう留意されたいこと。また、災害は事前に予測できないこと及び災害発生時には迅速に出動しなければならないことから、やむを得ず、あらかじめ請求できないときは、口頭等により連絡の上、事後において承認の手続が取られるよう留

意されたいこと。

- 2 所轄庁の長が職務専念義務の免除を承認する場合は、必要に応じ、専決により処理されたいこと。

### 第三 その他

兼職を認めるよう求められた件数、兼職を認めた件数、職務専念義務の免除の請求の件数及び職務専念義務の免除を承認した件数について、毎年1月1日から6月30日までの間のものについては7月31日までに、7月1日から12月31日までの間のものについては翌年1月31日までに、それぞれ7月1日時点及び1月1日時点の現に兼職している者の数と併せて消防庁へ報告すること。

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室

担当：課長補佐 岡地

事務官 馬内

TEL：03-5253-7561